

## 青森県信用保証協会

### 【経営改善計画策定支援事業にかかる協会費用補助 Q&A】

**Q1. 原則として経営サポート会議開催が利用要件となっているが、開催は必須なのか？**

A1. 極力経営サポート会議をご活用ください。経営サポート会議とは関係機関が一堂に会し意見交換を行う会議体であり、関係機関を訪問しての交渉等の事業者負担を軽減することが可能となります。なお、経営サポート会議を開催しないケースとしては、一行取引であり、メイン金融機関と保証協会しか関係機関がない場合が考えられます。

**Q2. 経営サポート会議の開催はどのように要請するのか？**

A2. 当協会に対しご連絡いただければ、関係者との日程調整等を行います。なお、実りある会議とする為に、事前に関係者に対し策定した経営改善計画（ドラフト）を配布してください。

**Q3. 中小企業活性化協議会からの費用補助を受けられなければ協会からの費用補助は受けられないのか？**

A3. 当協会の費用補助につきましては、経営改善計画策定支援事業を活用し、経営改善を促進する事業者を支援する為の補助となります。よって、経営改善計画策定支援事業に係る中小企業活性化協議会からの費用補助を協会費用補助の要件としております。

**Q4. 中小企業活性化協議会からの費用補助を受けられたにもかかわらず、協会からの費用補助が受けられないケースはあるのか？**

A4. 原則として、中小企業活性化協議会よりの費用補助が受けられた場合には協会からの費用補助は実施されます。ただし、協会が事業者に対し債権を有している場合（事業者に対し求償権や未収保証料等を有している場合）などについては、費用補助の対象外となる場合がありますので予めご了承ください。